

環境保全に関する補助制度など

NEW 飼い主のいない猫の避妊手術費補助制度 ID 1007553

対象 市内在住の方または市内で地域ねこ活動を行う団体で、市内の動物病院で飼い主のいない猫（野良猫）の不妊・去勢手術を行う場合

補助金額（上限額） 不妊手術…1件1万円、去勢手術…1件6,000円

申請方法 申請用紙に「飼い主のいない猫であることの署名」などを記入の上、手術予定日の14日前までに環境保全課へ



特定外来生物などの駆除 ID 1005316

対象 市内で、特定外来生物などによる生活環境や農作物への被害が深刻な方

捕獲方法 依頼者の協力のもと、発生場所に捕獲箱を原則一週間設置

対象生物 ニートリア、アライグマ、タヌキ、ハクビシンなど

申請方法 電話で環境保全課へ

スズメバチの巣の駆除費補助制度 ID 1006248

対象 市内の土地・建物・樹木など、日常的に人が立ち入る場所に営巣し、人に危害を及ぼす恐れがある場合

補助金額 駆除業者などに依頼した駆除費用の2分の1（上限額1万5,000円）

申請方法 申請用紙に記入の上、駆除業者などが発行した領収書と駆除前と駆除後の写真を添えて環境保全課へ

地球温暖化対策補助制度 ID 1001234

自ら居住する市内の住宅に次のシステムを設置する方に補助金を交付します。

対象 ①住宅用太陽光発電システム・住宅用リチウムイオン蓄電システム・家庭用エネルギー管理システムの一体型②家庭用燃料電池システム③住宅用リチウムイオン蓄電システム

※③は賃貸を除く集合住宅も対象

補助金額 ①上限14万円 ②③1基につき5万円

浄化槽設置事業補助制度

対象 専用住宅に浄化槽を設置する方

対象地区 下水道事業計画区域などを除く市内全域

申請方法 設置工事着手前に環境保全課へ。申請前に着手した場合は補助できません

その他 補助限度額など、詳しくはID 1001307で確認してください

浄化槽は維持管理が必要

浄化槽は、維持管理を行わないと機能が低下し、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽を使う全ての方は、検査・清掃などの維持管理を行わなければならないと法律で定められています。

※各用紙は申請先にあります。ダウンロード可
申請・問合せ 環境保全課（環境センター内）
☎0587(36)3710

フードドライブにご協力を

社会福祉協議会東部支所

☎0587(22)7171

家庭で余っている食品を必要としている方へ届けることで、「食品ロス」を減らすチャリティー活動です。

▼とき ①4月3日(土)、午前10時～午後4時 ②4月5日(月)午後9日(金)、午前8時30分～午後5時

▼ところ 社会福祉協議会東部支所（総合文化センター内）※②の期間は資源対策課（環境センター内）でも実施

▼寄付していただきたい食品 お米、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、乾物、お菓子、調味料、飲料など ※お米を除き、賞味期限が5月12日以降の食品に限る

▼引き受けてできない食品 生鮮食品、冷凍・冷蔵品、アルコール類など



稲沢おでかけタクシー 本格運行を開始します

問合せ先 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146 ID 1006099

4月1日(木)から、高齢者や障害者などの外出支援の強化を目的とした「稲沢おでかけタクシー」の本格運行を開始します。



●対象者

- ① 75歳以上の方
 - ② 身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、戦傷病者・特別項症～第5項症の方
 - ③ 妊婦または出産後6カ月未満の方
- ※市内在住の方に限ります

●運行日時

月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時
(祝休日、年末年始などを除く)

●運行区間

「自宅」から「市内全域」および「名鉄勝幡駅北側ロータリー」間
※1カ所のみ10分程度の「一時的な立ち寄り利用」ができます

●利用料金

「タクシー運賃 + 迎車回送料金」の2分の1

●利用方法

「利用登録証」裏面に記載されたタクシー会社に電話予約が必要

！ 制度の変更点

- 電話予約の受付時間が変わります
(変更前) 午前10時～午後7時
(変更後) 各タクシー会社の営業時間内
- 駅や市民病院で待機中のタクシーがいる場合、予約していなくても「利用登録証」を提示すれば利用できます
※「利用登録証」裏面に記載のタクシー会社に限る

まずは利用登録をしましょう！

市役所地域協働課、支所、市民センターで利用登録申請書を提出
※家族などの申請もできます。申請書は提出先にあります。ダウンロード可

申請に必要なもの

- ① 後期高齢者医療被保険者証
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ③ 母子健康手帳

後日、「利用登録証」を郵送します

※実証実験時に登録済みの方は申請不要

春の交通安全市民運動・春の安全なまちづくり市民運動

問合せ先 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159 ID 1000937

4月6日～15日に「春の交通安全市民運動」を行います。新年度を迎えるこの時期は、通学・通勤など不慣れな交通環境での移動が多くなり、交通事故の危険性が高まります。次の3つの重点に注意し、一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することで、交通事故の防止を図りましょう。

- ① 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者などの保護をはじめとする安全運転意識の向上

4月1日～10日に「春の安全なまちづくり市民運動」を行います。昨年に続き、キャッシュカードを狙う特殊詐欺が多発しています。「他人にカードを渡さない」「暗証番号を教えない」ようにしましょう。また、過ごしやすい気候になるにつれてつきまといが多くなります。子どもが犯罪被害に遭わないよう、地域で子どもを守りましょう。

カンガルークラブ活動報告

子どもたちを保護者の手で交通事故から守ろうとするクラブです。園児が交通ルールの大切さを学ぶお手伝いをしています。

▼奥田保育園



▼国分保育園



▼下津保育園

